

ものづくりDX推進モデル事業者の公募要領

地方独立行政法人山口県産業技術センター

この要領は、山口県及び地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「産技センター」といいます。）が実施する令和5年度ものづくり企業におけるDX加速支援事業（対象分野：IoT等）における「ものづくりDX推進モデル事業者」（以下「モデル事業者」といいます。）を公募、選定するために必要な事項を定めます。

なお、本事業は、山口県より委託を受けて産技センターが実施するものです。

1 公募の目的

少子高齢化による生産年齢人口の減少が全国に先駆けて進行する山口県においては、ものづくり企業等においても、デジタル技術の導入による生産性の向上や、既存技術とデジタル技術を組み合わせることによる新たな付加価値の創出など、DXを推進していくことが喫緊の課題となっています。

本事業では、県内のものづくり企業等のDXに向けた取組を促進するため、DXに意欲的に取り組むモデル事業者を募集します。

2 「ものづくりDX推進モデル事業者」の概要

「ものづくりDX推進モデル事業者」とは、産技センターの支援を受けて、デジタル技術の導入による生産性の向上や、既存技術とデジタル技術を組み合わせることによる新たな付加価値の創出など、DXに意欲的に取り組もうとする事業者です。

モデル事業者が産技センターから受けられる支援の内容は以下のとおりです。

(1) DXに必要な機器やシステムの無償貸出（ハード面）

DXに必要な機器やシステムを産技センターが準備し、無償で貸し出します。なお、機器やシステムの設置に関しましては、必要に応じて事業者にご協力いただきます。

(2) 産技センター及び専門家による支援（ソフト面）

産技センターと外部専門家が、事業者のニーズを踏まえて、機器やシステムの選定や設置、データ分析及びそれに基づく対策検討まで、DXの一連の取組の助言を行います。

※ 機器及びシステムの設置は、予算の範囲内で実施しますので、事業者の希望どおりの設置を確保するものではありません。

3 モデル事業者の応募区分

以下の2コースに分けて公募を行います。

(1) デジタル機器・システムの導入による生産性向上コース

事業所内の生産設備等の消費電力や稼働状況のデータを取得・見える化し、それらのデータに基づき、ムダを見つけ、ムダを削減することで生産性向上を図る。

(2) ものづくり技術とデジタル技術を活用した新たな付加価値創出コース

デジタル技術を活用し、ビジネスモデルの変革や新たなビジネスモデルの創出を図る。

4 応募対象者

山口県内に事業所を有する企業（主として製造業、情報サービス業、技術サービス業を想定。）

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- ・本事業で実施する実証事業について、令和5年度内に国や他自治体の他事業からの委託や助成を受けている場合
- ・応募内容が、法令等や公序良俗に反しているか、あるいは反するおそれがある場合
- ・会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされている場合
- ・暴力団等反社会勢力またはそれに関わるものと関与がある場合
- ・山口県から指名停止措置が講じられている場合

5 募集期間

令和5年9月8日(金)から令和5年9月22日(金)まで（最終日は17時まで）（必着）

6 応募方法

所定の様式に従い作成した応募書類を、募集期間内に「12 提出先・問い合わせ先」へ直接持参するか、郵便またはメールにより提出してください。（FAX不可）。

※郵便の場合は「特定記録」等、配達記録の残る方法により送付してください。またメールの場合は、送信後、電話により受信確認を行ってください（メール提出の場合、書面（原本）の提出は不要です）。

7 応募書類

以下に示す書類をご提出ください。

- ① 応募申請書（別紙 様式1）
- ② モデル実証 企画書（別紙 様式2-1または2-2）※コースに応じ異なります。
 - ・デジタル機器・システムの導入による生産性向上コース（別紙 様式2-1）
 - ・ものづくり技術とデジタル技術を活用した新たな付加価値創出コース（別紙 様式2-2）
- ③ 参考資料（直近1期分の決算報告書及びパンフレットなど会社概要の分かる資料）

※ 応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため応じられません。

8 選定件数

合計3件程度を選定します。

9 選定方法

応募書類に基づき、現場ヒアリング及び書類選考を行います。

選定は、以下の評価項目を勘案して決定します。選定結果は、応募者全員に通知します。

<評価項目>

- ① 事業者の現状把握状況と課題の明確性
- ② 取組内容の具体性、実現可能性
- ③ 取組に向けた社内体制及び積極性

10 事業の流れ・スケジュール

- (1) モデル事業者の公募（令和5年9月）
- (2) モデル事業者の決定（令和5年10月初旬）
- (3) 実施場所等の現場確認・詳細打ち合わせ（令和5年10月初旬～中旬）
- (4) 機器・システムの設置・設定（令和5年11月中旬～11月末）
- (5) システムの試運転・調整（～令和5年12月末）
- (6) 本格的なデータ収集（令和6年1月～）
- (7) 実施結果の成果報告（令和6年3月上旬）

11 留意事項

- (1) モデル事業者に選定された企業には、事業所内に設置する機器等の適切な管理等のため、産技センターとの賃貸借契約を締結していただきます。なお、賃料は0円とし、契約期間（産技センターが機器等の所有権を有する期間）は設置から1年間とします。
- (2) 機器等を設備に取り付ける際に電気工事が必要な場合、当該工事はモデル事業者の負担で行ってください。事業終了時に取り外しが必要な場合も同様とします。
- (3) 取得データ等を表示させるためのパソコン・タブレット端末は、モデル事業者で準備してください（既存の端末で構いません）。
- (4) 機器等とクラウド上のシステムとの通信に必要なインターネット環境は、モデル事業者で準備してください。
- (5) システムの無償使用は令和6年3月末までとなります。令和6年4月以降も使用を希望する場合は、原則として、システム会社との直接契約（有償）が必要です。
- (6) 実施結果について、令和6年3月上旬に予定している報告会において、発表をお願いします（社外秘の情報を除く）。

12 提出先・問い合わせ先

〒755-0195 宇部市あすとびあ 4-1-1
地方独立行政法人 山口県産業技術センター プロジェクト推進部 プロジェクト管理室
担当 大橋
TEL0836-53-5052 FAX 0836-53-5071
E-mail sangaku@iti-yamaguchi.or.jp